

千葉県良好な景観の形成に関する基本方針 (概要版)



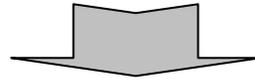
平成21年3月

千葉県

基本方針の構成

序章 基本方針策定の趣旨（P1～）

基本方針を策定する背景や目的、基本方針の位置付けを示しています。



第1章 良好な景観の形成に関する基本的方向（P3～）

本県の景観特性を、「自然系」、「歴史系」、「市街地系」、別の観点である「人の感じ方や行動から見た景観」に分類して整理し、良好な景観の形成に関する基本目標を示しています。



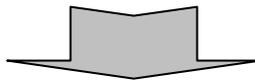
第2章 地域別の良好な景観の形成に関する基本的方向（P15～）

広域的な視点での良好な景観の形成を推進するため、県土を7つの地域に区分し、それぞれ地域の景観特性及び景観形成の方向性を示しています。



第3章 良好な景観の形成に関する施策を推進するための基本的事項（P19～）

県民、事業者、市町村等と連携・協働して、良好な景観の形成を推進するための施策の基本的な考え方を示しています。



第4章 その他良好な景観の形成に関し必要な事項（P22～）

良好な景観の形成に関する施策を推進するための体制の整備等について示しています。

（参考資料）本編に添付しています

県民や事業者の皆様、市町村等が良好な景観の形成に向けた取組を行う際に活用できるよう、補助制度や関連する法制度の概要、本県における百選などの景観資源等を参考資料として示しています。

序 章 基本方針策定の趣旨

1. 背景と目的

良好な景観は、“地域の財産”であり、そこに住んでいる人々に快適さや潤い、ゆとりをもたらし、また、訪れる人にとっても魅力的なものです。

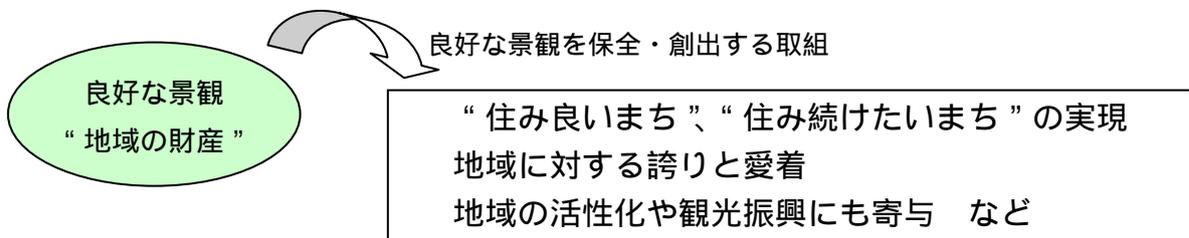
本県には、美しい海岸線や緑豊かな房総丘陵などの自然景観、農林水産業の営みにより形成されてきた農山漁村景観、歴史的な町並み景観、計画的に整備された市街地景観など、多様で貴重な景観資源が数多くあります。

これらの良好な景観を保全・創出する取り組みを行うことによって、“住みよいまち”“住み続けたいまち”が実現されるほか、地域への誇りや愛着も生まれ、地域コミュニティの形成、地域の活性化や観光振興への寄与も期待できます。

県では、平成5年に「千葉県景観形成指針(1)」を策定したほか、市町村に対する助成事業(2)などの支援を実施してきましたが、平成16年6月に「景観法(3)」が制定され、本県でも、より一層良好な景観の形成に関する施策を推進するために、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を平成20年3月に制定しました。

条例では、良好な景観の形成に関する基本理念や県の施策の基本となる事項等を定め、県民、事業者、市町村と協働で取り組んでいくこととしています。

この基本方針は、条例第7条の規定に基づき、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ広域的に推進するために策定するものです。



基本方針 良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ広域的に推進

千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例 (基本方針)

第7条 知事は、良好な景観の形成に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 良好な景観の形成に関する基本的方向
- 二 良好な景観の形成に関する施策を推進するための基本的な事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関し必要な事項

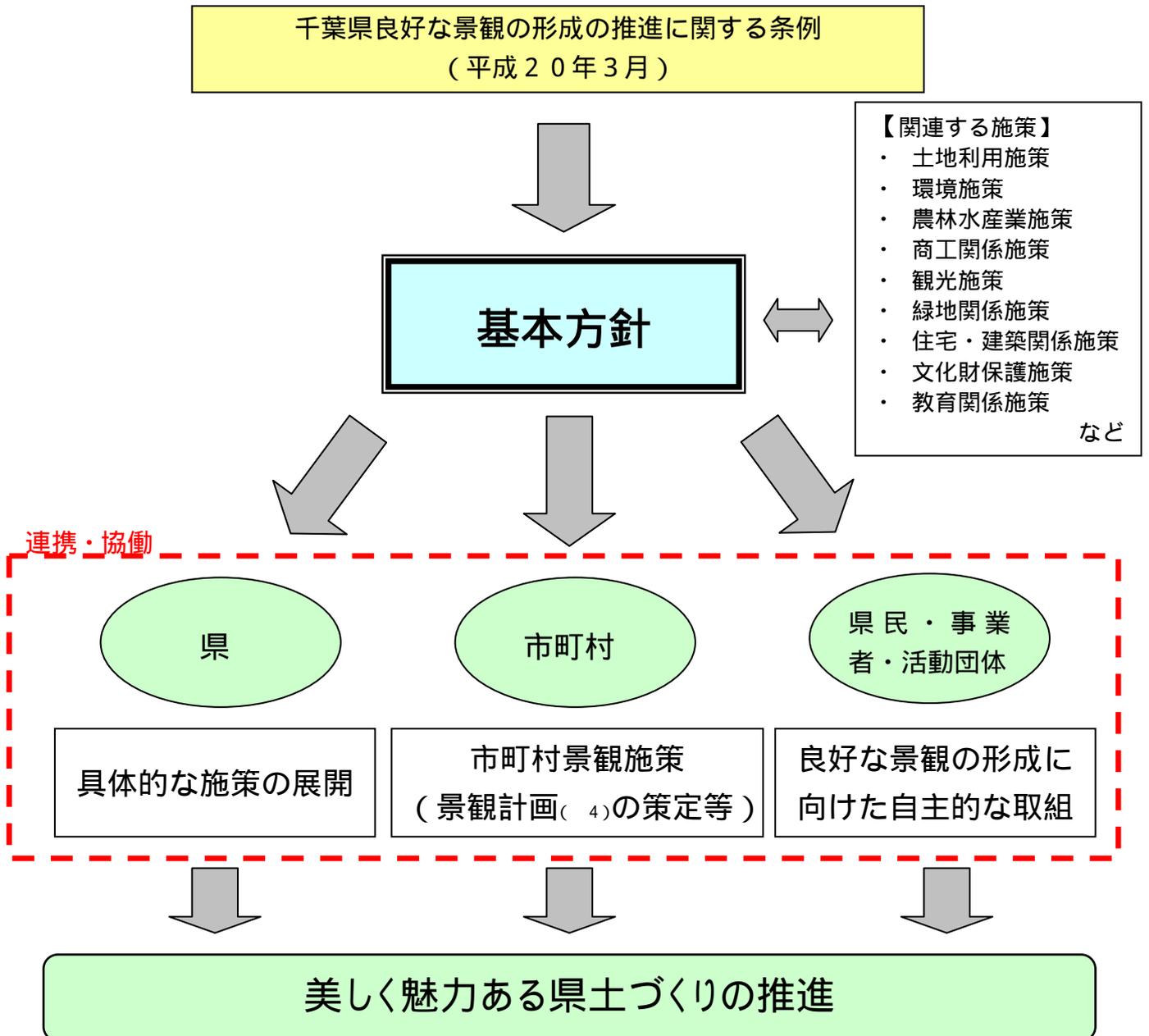
3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、市町村及び千葉県景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

2. 位置付け

基本方針は、県が良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ広域的に推進するための方針であるとともに、市町村が良好な景観の形成に関する施策を進める際の千葉県全体の景観行政との整合を図るための指針ともなり、また、県民や事業者が自ら景観づくりの活動を行う際の指針ともなるものです。



第1章 良好な景観の形成に関する基本的方向

1. 千葉県の景観特性

四方を海と川に囲まれ、水と緑の豊かな自然に恵まれた千葉県は、自然系の景観（水辺系、山地系、農村漁村系）、歴史系の景観、市街地系の景観など、貴重で多様な景観が県内の各地で形成されています。

また、人々に自然の壮大さや歴史などを感じさせる眺望景観や土木遺産、人々の行動から見ることでできるシークエンス景観（車窓景観）など、特徴ある景観も見られます。

項目	景観特性
自然系	<p>（水辺系）</p> <p>本県の代表的な景観のひとつとなっています九十九里地域の雄大な弓形の砂浜海岸、南房総地域の入り組んだ磯浜海岸、浦安から富津にかけての人工海岸やその中に残された貴重な干潟・浅瀬である三番瀬など、特徴的な海岸景観を形成しています。</p> <p>利根川や江戸川といった大河川が雄大な水辺景観を見せており、台地・丘陵を開析して流れる養老川や小櫃川などの中小河川、手賀沼や印旛沼などの湖沼が、潤いのある水辺景観を形成しています。</p> <p>（山地系）</p> <p>平均標高が全国一低い（43m）本県ですが、南房総一帯に、安房・上総丘陵が広がり、その稜線や山頂の連なりが、広域的景観としてのスカイラインを形成しています。</p> <p>県北部では、利根川・江戸川沿いや下総台地縁辺部に、斜面林が緑の屏風として連続し、地域の地形的・景観的な境界を形成しています。</p> <p>（農村漁村系）</p> <p>九十九里平野には、干潟八万石をはじめとする広大な水田が広がっているほか、手賀沼・印旛沼や利根川・江戸川等の沖積低地にも、広大な水田が広がり、特徴ある農村景観を形成しています。</p> <p>下総台地を中心とする台地部には、広大な畑地が広がっており、沿道の主要な景観を形成しています。</p> <p>南房総地域の丘陵部では、大山千枚田に代表される棚田や谷津田など、地域の特性に応じた特徴的な農村景観を形成しています。</p> <p>本県の原風景のひとつである里山景観が、県内の各地で見られます。</p> <p>入り組んだ海岸線などでは、漁村集落の特徴的な景観が見られます。</p>

項目	景観特性
歴史系	<p>佐倉市や大多喜町等の城下町の町並み、舟運で栄えた香取市佐原地区及び小見川地区等の商家の町並み、成田街道、木下街道、房総街道等の旧街道沿いに栄えた宿場町等は貴重な歴史的景観をとどめています。</p> <p>庶民の信仰を集め、現在も参拝者が多い成田山新勝寺、中山法華経寺、香取神宮等の社寺の存在が地域の景観の中心になっており、門前町の特徴ある歴史的景観を形成しています。</p> <p>利根川の舟運で発達した野田や銚子の醤油工場や地酒の醸造工場等の地場産業の景観が、地域独自の活力を伝えるとともに、個性的で魅力ある景観を醸し出しています。</p> <p>各地に多数存在する貴重な遺跡・史跡が、地域の景観構成のポイントを成しており、龍角寺古墳群や千葉市加曽利貝塚等は修復保存され、さらに、周辺地域の整備により歴史的景観を形成しています。</p> <p>本県の自然や生活の風物を歌った木更津甚句、白浜音頭等の代表的な民謡や地域の祭りや様々な風習は、歴史と自然を感じさせ、人々の心に刻みこまれている重要な景観資源となっています。</p>
市街地系	<p>都心に近い京葉・東葛地域などでは、鉄道や幹線道路沿線を中心に市街地が連担しており、商業地、業務地、住宅地などからなる街並み景観を形成しています。</p> <p>京葉臨海部では、製鉄業や石油コンビナートを中心とする臨海工業地帯の景観が広がっています。</p> <p>幕張新都心では、官民が協力しながら質の高い都市環境の創出を図ることを目的としたデザインマニュアル等による先進的な景観が形成されています。</p> <p>城下町や宿場町を起源とする昔ながらの市街地が、おおむね台地と低地の境界部や河川の河口部に発達し、地域の個性ある市街地景観を形成しています。</p> <p>つくばエクスプレス沿線や下総台地を中心にして大規模なニュータウンの開発が行われ、緑豊かな新しい市街地景観が形成されるとともに、臨海部の埋立地においても、複合的な機能を持った大規模な都市開発が行われ、新しいウォーターフロント景観が生み出されています。</p> <p>東京湾アクアライン・圏央道等の幹線道路網が整備され、丘陵部を中心にかずさアカデミアパーク、国際空港都市等の新しい都市景観が形成されています。</p>
人の感じ方や行動から見た景観	<p>安房・上総丘陵の山々の稜線や山頂が、広域から眺望を楽しむことのできるランドマークとなっています。</p> <p>眺望景観として、富士山への良好な眺望が得られる地点として選定された「関東の富士見百景」、本県の美しい景観を眺望できる地点として選定された「ちば眺望100景」が、県内に広く分布しています。</p> <p>養老川西広板羽目堰（市原市） めがね橋（南房総市白浜） 利根運河（流山市・柏市・野田市）などが、歴史を感じさせる景観となっています。</p> <p>水面に囲まれているという特性からの船から見る景観、成田空港や羽田空港の離着陸における空から見る景観、道路・鉄道から見ることのできるシークエンス景観（車窓景観）など、本県を特徴づける景観も見られます。</p>

【主な景観資源】(景観特性図(自然系)参照)

房総の魅力500選より抜粋

自然① 海岸・岬・干潟・島		
1	九十九里浜	旭市～いすみ市
2	東京湾の潮干狩り場	市川市・船橋市・木更津市・富津市
3	谷津干潟	習志野市
4	行徳野鳥飛来地	市川市
5	犬吠崎と君ヶ浜	銚子市
6	屏風ヶ浦	銚子市・旭市
7	刑部岬	旭市
8	太東岬	いすみ市
9	大原の八幡岬と丹ヶ浦	いすみ市
10	岩船の釣師海岸	いすみ市
11	御宿の砂浜と砂山	御宿町
12	勝浦の八幡岬	勝浦市
13	鶴原理想郷と尾名浦のメカネ岩	勝浦市
14	おせんころがし	勝浦市
15	鴨川松島	鴨川市
16	仁右衛門島	鴨川市
17	和田浦と浜千鳥の碑	南房総市
18	千倉の磯浜	南房総市
19	野島崎	南房総市
20	根本海岸と屏風岩	南房総市
21	平砂浦と砂山	館山市
22	洲崎と灯台	館山市
23	鏡ヶ浦と沖の島	館山市
24	大原岬と富浦海岸	南房総市
25	岩井海岸	南房総市
26	勝山海岸と真珠島・浮島	鋸南町
27	保田海岸	鋸南町
28	富津岬と富津公園	富津市

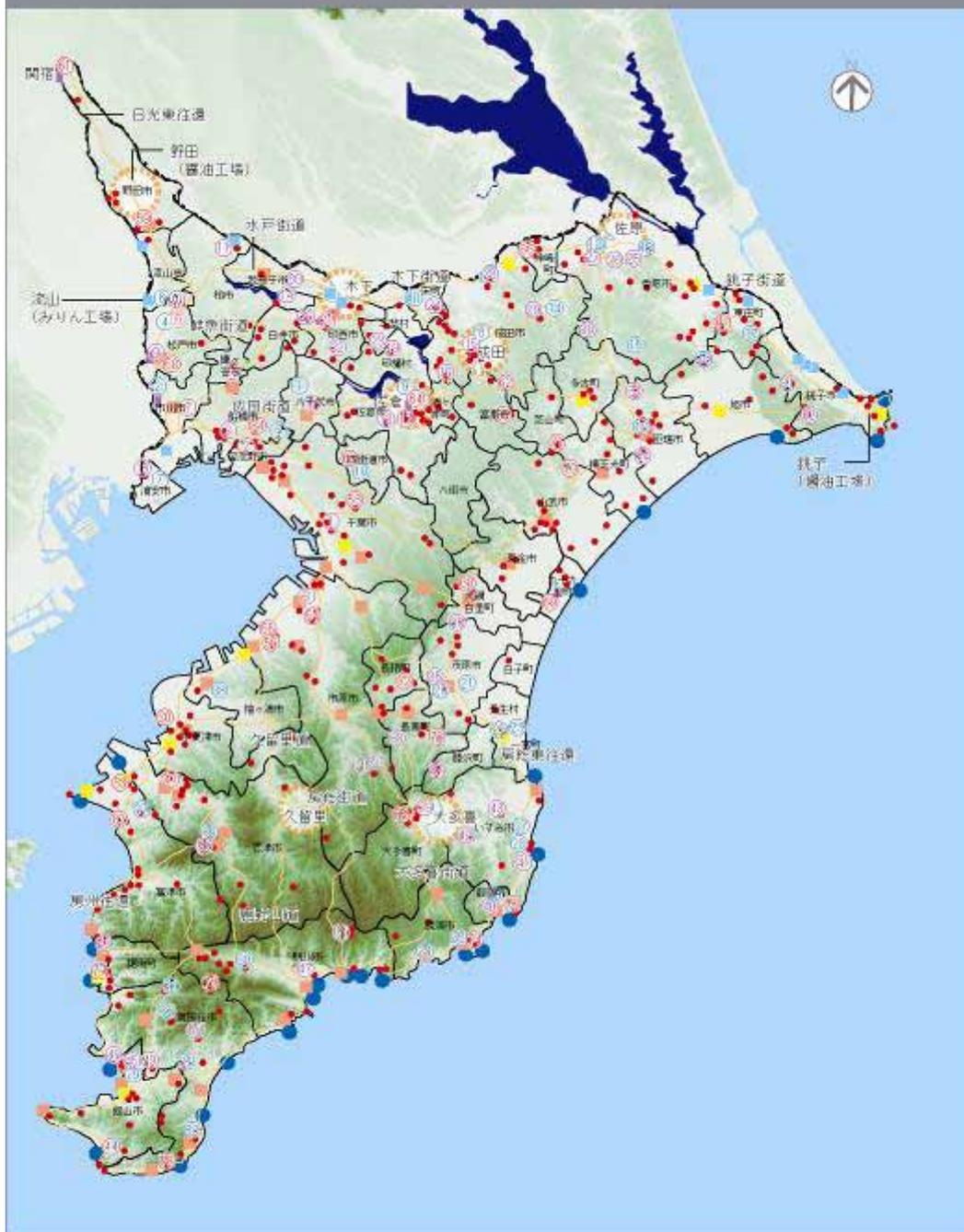
自然② 山		
29	大福山と梅ヶ瀬溪谷	市原市
30	麻綿原高原	大多喜町
31	嶺丘山系と曾呂温泉	鴨川市
32	富山と伊予ヶ岳	南房総市
33	鋸山	鋸南町・富津市
34	清登山と東大演習林	鴨川市
35	高岩山と八良塚(サル生息地)	君津市・富津市
36	鹿野山	君津市・富津市
37	九十九谷	君津市

自然③ 川・滝		
38	江戸川	野田市～市川市
39	利根川	野田市～銚子市
40	利根運河	流山市
41	横利根川	香取市
42	栗山川とサケ	香取市～横芝光町
43	一宮川	長南町～長生村
44	夷隅川	勝浦市～いすみ市
45	養老川	鴨川市～市原市
46	養老溪谷と温泉郷	市原市・大多喜町
47	粟又の滝	大多喜町
48	坊滝	南房総市
49	黒滝	南房総市
50	小櫃川と河口干潟	鴨川市～木更津市
51	七里川溪谷	君津市
52	小系川	君津市
53	湊川	富津市

自然④ 沼・池・泉		
54	印旛沼	八千代市・成田市・佐倉市・印旛村・本埜村・栄町
55	手賀沼	柏市・我孫子市・白井市・印西市
56	水郷十二橋と与田浦	香取市
57	雄蛇ヶ池	東金市
58	小中池	大網白里町
59	洞庭湖	一宮町
60	熊野の清水	長南町
61	三島湖と豊英湖	君津市

自然⑤ 森・林		
62	幕張のタブ林	千葉市
63	高滝神社の森	市原市
64	國府台の森	市川市
65	船橋民の森	船橋市
66	松戸の浅間神社の森	松戸市
67	麻賀多神社の森	成田市
68	小御門神社の森	成田市
69	神崎森	神崎町
70	東庄民の森	東庄町
71	渡海神社の森	銚子市
72	妙福寺と飯高神社の森	匝瑳市
73	日吉神社の森	東金市
74	石塚の森	山武市
75	山武杉の美林	山武市
76	軍荼利山植物群落地	一宮町
77	大多喜民の森	大多喜町
78	館山野鳥の森	館山市
79	内浦山民の森	鴨川市
80	清和民の森	君津市
81	三石山自然林	君津市
82	坂戸神社の森	袖ヶ浦市

景観特性図（歴史系）



凡例

- | | | | | | | | |
|--|---------|--|--------|--|------------|---------------|---------------|
| | 歴史的町並み | | 湖（港町） | | 陣屋（宿場町） | ★周辺の魅力50選より抜粋 | |
| | 主な自由通 | | 河津（港町） | | 指定文化財（国・県） | | 歴史① 神社・仏閣 |
| | 陣場（宿場町） | | 関所 | | | | 歴史② 史跡・碑 |
| | | | | | | | 民俗① 伝統的な祭り・行事 |



旧堀田家住宅（佐倉市）



歴史的町並み（大多喜町）



小野川と歴史的町並み（香取市）



門前町の町並み（成田市）



岩屋古墳（栄町）



那古寺（館山市）



大原はだか祭り（いすみ市）



吉保八幡のやぶさめ（鴨川市）



醤油工場（野田市）



中山法華経寺（市川市）

【主な景観資源】(景観特性図(歴史系)参照)

房総の魅力500選より抜粋

歴史① 神社仏閣・歴史的建造物		
1	千葉教会教会堂	千葉市
2	旧大沢家住宅	習志野市
3	飯香岡八幡宮	市原市
4	鳳来寺観音堂	市原市
5	西願寺	市原市
6	正覚寺	八千代市
7	中山法華経寺	市川市
8	大神宮の灯明台	船橋市
9	戸定邸	松戸市
10	本土寺	松戸市
11	布施弁天(東海寺)	柏市
12	鎌ヶ谷大仏	鎌ヶ谷市
13	旧宇田川家住宅・旧大塚家住宅	浦安市
14	旧手賀教会堂	柏市
15	成田山新勝寺	成田市
16	宗吾霊堂(東勝寺)	成田市
17	旧堀田家住宅	佐倉市
18	武家屋敷通り	佐倉市
19	松虫寺	印旛村
20	滝田家住宅	白井市
21	宝珠院	印西市
22	結縁寺	印西市
23	栄福寺	本埜村
24	龍角寺	栄町
25	香取神宮	香取市
26	観福寺	香取市
27	小野川沿い歴史的町並み	香取市
28	龍正院	成田市
29	大慈恩寺	成田市
30	真浄寺	香取市
31	猿田神社と森	銚子市
32	常灯寺	銚子市
33	飯高権林跡と森	匝瑳市
34	日本ハリストス正教会と聖画	匝瑳市
35	藻原寺	茂原市
36	橋神社	茂原市
37	妙楽寺と森	睦沢町
38	笠森寺と自然林	長南町
39	渡辺家住宅	大多喜町
40	五倫文庫	御宿町
41	浪切不動(大聖寺)	いすみ市
42	山田大門の鉄造仏頭	いすみ市
43	清水寺と森	いすみ市
44	安房神社	館山市
45	那古寺	館山市
46	船形崖観音	館山市
47	鏡忍寺	鴨川市
48	日本寺と石像仏群	鋸南町
49	延命寺	南房総市
50	石堂寺と旧尾形家住宅	南房総市
51	清澄寺	鴨川市
52	神野寺	君津市

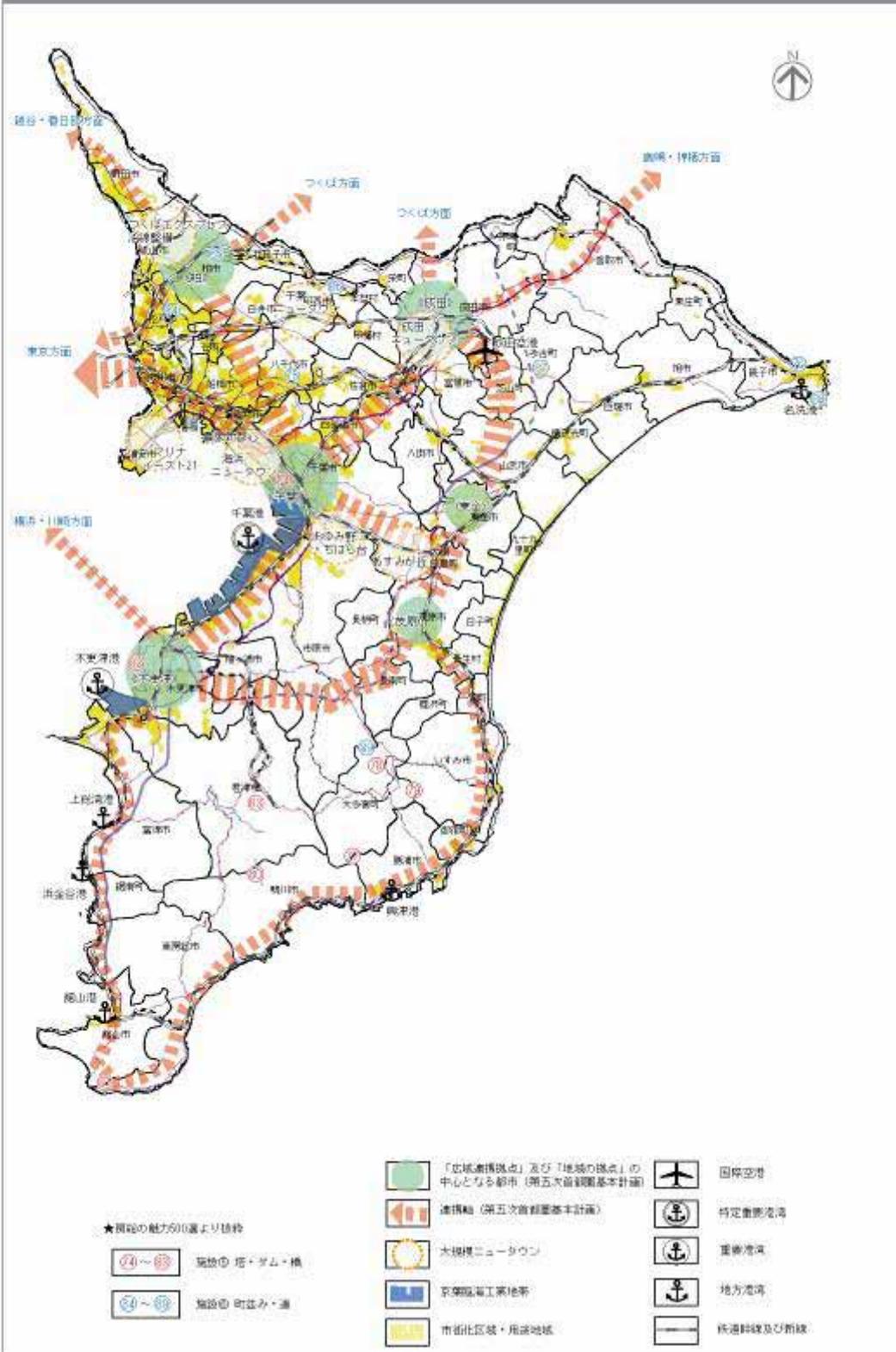
歴史② 史跡・碑		
53	加曾利貝塚	千葉市
54	上総国分寺	市原市
55	二子塚古墳	市原市
56	姉崎天神山古墳	市原市
57	堀之内貝塚	市川市
58	二十世紀梨誕生の地記念碑	松戸市
59	山崎貝塚	野田市
60	将門の井戸	我孫子市
61	関宿城跡	野田市
62	獣医学実地教育発祥地	成田市
63	四街道地名発祥の道標	四街道市
64	本佐倉城跡(根古谷城)	酒々井町

65	富里牧羊場跡	富里市
66	西の城貝塚	神崎町
67	良文貝塚	香取市
68	宮谷県庁跡	大網白里町
69	智恵子抄の碑	九十九里町
70	蕪木古墳群	山武市
71	殿塚・姫塚と芝山古墳はにわ博物館	横芝光町・芝山町
72	長柄横穴群	長柄町
73	能満寺古墳	長南町
74	官軍塚	勝浦市
75	上総大多喜城跡と県立総南博物館	大多喜町
76	日西墨三国交通発祥記念碑	御宿町
77	源頼朝上陸地	鋸南町
78	里見氏の墓	南房総市
79	日本酪農発祥地	南房総市
80	金鈴塚古墳	木更津市
81	九十九坊廃寺跡	君津市
82	弁天山古墳	富津市
83	内裏塚古墳群と飯野陣屋跡	富津市

歴史③ 古街道		
84	成田街道	市川市～成田市
85	御成街道	船橋市～東金市
86	水戸街道	松戸市～我孫子市

民俗① 伝統的な祭り・行事		
1	吉橋大師講	八千代市
2	国府台の辻切り	市川市
3	二宮神社の大祭	船橋市・習志野市 千葉市・八千代市
4	万満寺の股くぐり	松戸市
6	鎌ヶ崎おびしゃ行事	流山市
7	浦安の大祭	浦安市
8	成田祇園祭り	成田市
9	佐倉麻賀多神社の祭り	佐倉市
10	和良比のどろんこ祭り	四街道市
11	大鷲神社の酉の市	栄町
12	佐原の大祭	香取市
13	側高神社の髭撫祭り	香取市
14	大須賀大神の祭り	成田市
15	山倉のサケ祭り	香取市
16	熊野神社の神幸祭	旭市
17	東大社の式年神幸祭	東庄町・銚子市 香取市・旭市
18	八重垣神社の駒まね祭り	匝瑳市
19	飯岡の大急仏	旭市
20	茂原の酉の市	茂原市
21	茂原の六斎市	茂原市
22	玉前神社のはだか祭り	一宮町
23	一宮川の灯籠流し	一宮町
24	鶴原の大名行列	勝浦市
25	勝浦の朝市	勝浦市
26	御宿の七つ子参り	御宿町
27	大原はだか祭り	いすみ市
28	大原の朝市	いすみ市
29	八幡の国司祭り	館山市
30	吉保八幡のやぶさめ	鴨川市
31	平群の花火祭り	南房総市
32	増間のおまと	南房総市
33	白間津祭り	南房総市
34	高家神社の包丁式	南房総市
35	加茂神社の八朔	南房総市
36	鹿野山の花嫁祭り	君津市
37	吾妻神社の馬だし祭り	富津市
38	飽富神社の筒粥神事	袖ヶ浦市

景観特性図（市街地系）



クロマツのある街並み（市川市）



布佐平和台（我孫子市）



常盤平けやき通り（松戸市）



地区計画のある住宅地（流山市）



幕張ベイタウン（千葉市）



おゆみ野（千葉市）



臨海工業地帯（市原市）



東京湾アクアライン（木更津市）



千葉ニュータウン（本埜村）

【主な景観資源】(景観特性図(市街地系)参照)

房総の魅力500選より抜粋

施設	塔・橋・ダム	
74	千葉ポートタワーと千葉港	千葉市
75	新川と村上橋・なかよし橋	八千代市
76	銚子大橋	銚子市
77	勝浦ダム	勝浦市
78	天然ガス発祥記念のガ斯塔	大多喜町
79	荒木根ダム	いすみ市
80	金山ダム	鴨川市
81	めがね橋	南房総市
82	中の島大橋	木更津市
83	亀山ダムと温泉郷	君津市

施設	町並み・道	
84	常盤平の桜並木とけやき並木	松戸市
85	史跡文学遊歩道	我孫子市
86	小林牧場の桜並木	印西市
87	あじさい遊歩道	多古町
88	石だたみの町外川	銚子市
89	メキシコ通り遊歩道	大多喜町

景観特性図（人の感じ方や行動から見た資源）



凡 例			
▲	山頂などのランドマーク	▲	土木遺産
●	富士見百景	←	眺望の方向
●	季節や時間を感じる眺望点	←	パノラマ
●	眺望点	●	1～94 ちば眺望100景
▲	名水		



地球の丸見える丘からの眺望（銚子市）



太東岬園地からの眺望（いすみ市）



城山公園からの眺望（館山市）



養老川西広板羽目堰（市原市）



めがね橋（南房総市）



長狭街道（鋸南町）



いすみ鉄道（大多喜町）



久留里の井戸（君津市）



熊野の清水（長南町）



空から見た九十九里浜（九十九里町）



海から見た千葉ポートタワー（千葉市）

【主な景観資源】(景観特性図(人の感じ方や行動から見た資源)参照)

ちば眺望百景

No	展望地名(呼称)	No	展望地名(呼称)	No	展望地名(呼称)
1	県立関宿城博物館(関宿城)天守閣展望室(野田市)	33	アウトレットコンサート長柄大観覧車(長柄町)	65	高宕山 石射太郎(君津市)
2	利根運河ポケットパーク「眺望の丘」(流山市)	34	市原市庁舎屋上(市原市)	66	九十九谷展望公園(君津市)
3	手賀沼親水広場「水の館」展望室(我孫子市)	35	市原市海づり施設(通称:海釣り公園)(市原市)	67	マザー牧場 展望館及びその周辺(富津市)
4	手賀沼自然ふれあい緑道の展望デッキ(柏市)	36	海はたる展望デッキ(木更津市)	68	三舟山 展望台(君津市)
5	手賀の丘公園 第一展望台(柏市)	37	袖ヶ浦海浜公園 展望台(袖ヶ浦市)	69	人見神社(君津市)
6	江戸川堤 矢切の渡し付近(松戸市)	38	中の島大橋(木更津市)	70	富津岬 明治百年記念展望塔(富津市)
7	行徳野鳥観察舎(市川市)	39	きみさらずタワー(木更津市)	71	富津岬 中の島展望塔(富津市)
8	高洲海浜公園及びその護岸(浦安市)	40	袖ヶ浦公園 展望台とその周辺(袖ヶ浦市)	72	東京湾観音(富津市)
9	谷津干潟自然観察センター(習志野市)	41	東京ドイツ村観覧車(袖ヶ浦市)	73	富津市民の森パノラマ広場(富津市)
10	美浜大橋(千葉市)	42	鶴舞桜が丘(市原市)	74	鋸山展望台(富津市、鋸南町)
11	稲毛記念館 展望室(千葉市)	43	ユートピア笠森の展望台(長南町)	75	鋸山 東京湾を望む展望台(富津市)
12	千葉ポートタワー 展望室(千葉市)	44	市原市水と彫刻の丘の「藤原式揚水機」(市原市)	76	大黒山展望台(鋸南町)
13	千葉県庁本庁舎19階 展望回廊(千葉市)	45	船塚山(船塚神社境内)(君津市)	77	富山 北峰展望台(南房総市)
14	千葉市動物公園 観覧車(千葉市)	46	市原市民の森 展望台(市原市)	78	佐久間ダム展望台(鋸南町)
15	県立印旛沼公園展望台(印旛村)	47	久留里城(君津市)	79	伊予ヶ岳山頂(南房総市)
16	印旛沼サンセットヒルズ(佐倉市)	48	大福山 展望台(市原市)	80	御殿山頂上(南房総市)
17	成田市さくらの山(成田市)	49	千葉県畜産総合センター市原乳牛研究所(旧称:乳牛育成牧場)(市原市)	81	大山千枚田 展望広場(鴨川市)
18	航空科学博物館展望展示室(芝山町)	50	大塚山自然公園(万葉ロードと民話の里)(大多喜町)	82	一戦場スポーツ公園 魚見塚展望台(鴨川市)
19	東関東自動車道(上り線)佐原パーキングエリア内、パノラマ展望台(香取市)	51	大多喜県民の森 展望台(大多喜町)	83	城西国際大学観光学部 A 棟屋上 太平洋デッキ(鴨川市)
20	橋ふれあい公園憩いの森展望台(香取市)	52	万木城跡公園展望台(いすみ市)	84	烏場山 第三展望台(南房総市)
21	大クス展望公園(香取市)	53	太東岬園地(いすみ市)	85	抱湖園 見晴台(南房総市)
22	東庄県民の森展望台(東庄町)	54	メキシコ記念公園(御宿町)	86	滝田城址の望楼(南房総市)
23	銚子ポートタワー 展望室(銚子市)	55	官軍塚(勝浦市)	87	大房岬 展望塔(南房総市)
24	犬吠埼灯台(銚子市)	56	八幡岬公園 展望広場(勝浦市)	88	大福寺観音堂(崖観音)(館山市)
25	地球の丸く見える丘展望館(銚子市)	57	鵜原理想郷(勝浦市)	89	館山城天守閣(館山市)
26	飯岡刑部岬展望館 ~光と風~(旭市)	58	勝浦海中展望塔(勝浦市)	90	南房パラダイス 展望塔(館山市)
27	蓮沼海浜公園展望台(山武市)	59	おせんころがし(勝浦市)	91	安房自然村 能忍寺本堂(館山市)
28	さんぶの森公園 展望タワー(山武市)	60	麻綿原高原展望台(大多喜町)	92	館山野鳥の森 展望台(館山市)
29	成東城跡公園(山武市)	61	清澄寺 旭が森(鴨川市)	93	野島埼灯台(南房総市)
30	山王台公園(東金市)	62	笹川湖展望台(君津市)	94	高塚山(南房総市)
31	九十九里ピーチタワー(九十九里町)	63	笠石 及び その周辺(君津市)		
32	昭和の森 展望台(千葉市)	64	高宕山山頂(君津市)		

2. 良好な景観の形成に関する基本目標

良好な景観は、住んでいる人達に潤いややすらぎを与えてくれる貴重な「地域の財産」であり、“住み良いまち”、“誇りと愛着をもてるまち”の実現に欠かせません。また、良好な景観が、交流人口を増大させ、地域の活性化や観光振興への効果も期待できます。

地域の自然、歴史、文化や人々の生活、経済活動との調和を図りながら、今ある良好な景観を保全し又はさらに磨きをかけて、あるいは、景観を阻害しているものを取り除いたり改善したり、あるいは、新たに良好な景観を創出して、将来の世代に引き継いでいくことが重要な課題となっています。

そのためには、県民・事業者・市町村及び県が、地域の財産である景観の重要性を認識し、それぞれの役割に応じた取り組みを推進し、連携・協働し、守り、育て、継承していかなければなりません。

このようなことから、千葉県では、良好な景観の形成に関し、「景観の育成（良好な景観の形成）」及びそれを行っていく「人材（担い手）の育成」の観点から、次の5つの基本目標を設定します。

自然の地形や水系、緑などの景観を守り育てる

本県の持つ多様で豊かな自然景観は、房総丘陵や九十九里浜などの地形、利根川や小櫃川などの水系、さらには、人の営みによる農地や里山などが基盤となって形作られており、四季、時間、天気によって変化する繊細な美しさがあります。

この多様な生物が共存する空間でもある自然の景観は、人々にゆとりとやすらぎを与えてくれる貴重な財産であり、守り育て、後世に引き継いでいくことが重要です。

しかしながら、農地・森林の減少、耕作放棄地の増加、山砂採取跡地における森林の回復の遅れ、都市部における貴重な緑の減少などによる自然景観への影響も出ています。

千葉県では、豊かな水と緑が織り成す自然景観を後世に継承していくため、「**自然の地形や水系、緑などの景観を守り育てる**」ことを第1の基本目標とします。

歴史的・文化的景観を守り育てる

神社仏閣と鎮守の森、歴史的な建造物が残されている町並み、固有の文化に支えられてきた棚田やマキの生け垣、伝統的な祭りなど、先人達が築いてきた歴史的・文化的景観は、地域の個性を写し出す貴重な財産であり、守り育て、後世に引き継いでいくことが重要です。

また、地域の個性及び特色の伸長、地域の活性化に資するよう、埋もれている歴史的・文化的資源を発掘し、それらを活用した景観づくりも求められます。

しかしながら、高齢化や維持管理の難しさなどにより、歴史的建造物や歴史的町並みの喪失、棚田の減少なども見られます。

千葉県では、歴史と文化に培われてきた「**歴史的・文化的景観を守り育てる**」ことを第2の基本目標とします。

快適で潤いのある生活景観を守り育てる

都市部における緑あふれる統一感のある街並み、水辺空間と一体となった親しみや潤いのある街並み、農林水産業の営みにより形成された美しい農山漁村景観など、身近な生活空間における良好な景観は、そこに住んでいる人にとって、心のやすらぎを与え、快適で潤いのある生活をしていく上で欠かせない重要なものです。

しかしながら、周辺の街並みと調和しない建築物の建築等、廃棄物の不法投棄、無秩序な開発などによる景観の悪化も見られます。

千葉県では、地域の人々が積み重ねてきた生活や文化などを尊重し、誰もが心豊かに暮らせるよう、「**快適で潤いのある生活景観を守り育てる**」ことを第3の基本目標とします。

地域の個性を活かした魅力ある景観を守り育てる

地域らしさを保ち続けることは、その地に生まれ育った人に地域への誇りと愛着の気持ちを育むとともに、その地を訪れる人には地域の生活や歴史・文化を印象づけるものとして重要です。

また、「観光立県ちば⁽⁵⁾」を掲げる本県にとっては、地域の個性を活かした魅力ある景観の形成が観光振興にとって必要不可欠であるとともに、観光ルートにおける良好な景観づくり、眺望景観の保全、地域資源を活用した景観づくりも求められます。

しかしながら、周辺の景観と調和しない建築物の建築等、屋外広告物⁽⁶⁾の無秩序な氾濫などによる景観の悪化も見られます。

千葉県では、多様な地域性を大事にし、「**地域の個性を活かした魅力ある景観を守り育てる**」ことを第4の基本目標とします。

景観づくりの担い手を育てる

良好な景観は、一朝一夕になされるものではなく、息の長い取組が必要です。

また、良好な景観を形成していくためには、行政だけでなく、県民や事業者が身近にある景観の大切さを認識し一体となって取り組んでいくとともに、次代に継承していく必要があります。

千葉県では、行政、県民、事業者のすべての人が、良好な景観を形成することの重要性を理解し、熱意をもって積極的、継続的に取り組んでいけるよう、「**景観づくりの担い手を育てる**」ことを第5の基本目標とします。

第2章 地域別の良好な景観の形成に関する基本的方向

1. 地域区分の考え方

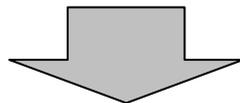
美しく魅力ある県土を形成するためには、地域の特性を活かしながら、広域的な視点での良好な景観の形成についても考慮していく必要があります。

そこで、以下の考え方のもと7つの地域に区分し、地域区分毎の景観形成の方向性を示します。

【地域区分の考え方】

地域の景観を形づくる大きな要素である

地形分類 流域界 土地利用 景観資源の分布状況



【地域区分】

1. 江戸川地域
2. 利根川水郷地域
3. 東京湾千葉地域
4. 房総台地地域
5. 九十九里海浜地域
6. 房総森林地域
7. 南房総海岸地域

地域区分した各地域において、他の地域の特性を有していたり、2つ以上の地域にまたがって同一の特性を有していたりする場合もあることから、景観形成を推進していく際には、地域区分にとらわれず、他地域で示す景観形成の方向性についても適宜参考にしていくことが望まれます。

【地域区分図】



2. 地域区分毎の景観特性及び景観形成の方向性

地域名	主な景観特性	景観形成の方向性
江戸川 地域	江戸川、利根運河、坂川などの水辺景観 江戸川沿いに広がる田園景観と斜面林 舟運に利用された利根運河やしょう油工場などの産業遺産、歴史的建造物 東京のベットタウンとして発達した市街地景観、つくばエクスプレス開通による新市街地景観	良好な水辺景観の保全・創出 江戸川沿いの田園景観及び斜面林の保全 歴史的建造物等を活用した景観づくり 潤いのある市街地景観の保全・創出
利根川 水郷地域	利根川、手賀沼などの水辺景観 台地縁辺部に帯状に広がる斜面林と広大な田園景観 伝統的な農村集落 舟運で栄えた旧宿場町の歴史的な町並みと社寺周辺の歴史的情緒ある景観 富士山や筑波山等への眺望	良好な水辺景観の保全・創出 利根川沿いの田園景観及び斜面林の保全 (里山景観の保全) 伝統的な集落景観の保全 舟運で栄えた歴史的町並みの保全・創出と 歴史的資源を活用した景観づくり 周辺の自然と調和した 良好な市街地景観の保全・創出 眺望景観の保全
東京湾 千葉地域	市街地の中の貴重なオープンスペースとしての水辺景観(三番瀬や谷津干潟、真間川や海老川などの中小河川) 旧街道沿いの歴史的建造物と法華経寺などの社寺周辺の歴史的情緒ある景観 東京のベットタウンとして発達した市街地景観、浦安・幕張・蘇我などの新市街地景観 京葉工業地域のダイナミックな産業景観と海の玄関口である千葉港を中心としたウォーターフロント景観 東京湾へのパノラマ景観や富士山への眺望景観	良好な水辺景観の保全・創出 歴史的資源を活用した景観づくり 本県の顔・玄関口にふさわしい 都市景観の創出 良好なウォーターフロント景観の創出 眺望景観の保全
房総台地 地域	印旛沼、鹿島川などの水辺景観 台地縁辺部に帯状に広がる斜面林と落花生畑や人参畑などの広大な田園景観 門前町や城下町などの歴史的町並みと旧街道沿いの歴史的建造物や樹木 鉄道沿線の市街地景観と大規模開発による新市街地景観	斜面林の保全 良好な水辺景観の保全・創出と 広大な田園景観の保全 歴史的町並みの保全・創出と 歴史的資源を活用した景観づくり 美しく魅力ある都市景観・市街地景観の 保全・創出 主要道路沿いや鉄道沿線における 良好な景観づくり

地域名	主な景観特性	景観形成の方向性
九十九里 海浜地域	<p>雄大な弓形をなす九十九里の砂浜海岸と保安林の景観</p> <p>台地縁辺部の斜面林と九十九里平野に広がる広大な田園景観</p> <p>田園の中の屋敷林に囲まれた集落景観や漁村部の納屋集落景観</p> <p>歴史的に重要な史跡や碑などの景観資源の分布</p>	<p>九十九里浜の海岸景観の保全</p> <p>九十九里平野に広がる田園景観の保全と 台地縁辺部の斜面林の保全</p> <p>集落景観の保全</p> <p>歴史的資源を活用した景観づくり</p> <p>主要幹線道路沿いの良好な景観の保全・創出</p>
房総森林 地域	<p>山地・丘陵地を縫うように走る河川景観、養老溪谷などの景勝地</p> <p>嶺岡山系、清澄山系などの良好な山並み景観</p> <p>丘陵地の棚田等の文化的景観</p> <p>旧城下町の歴史的な町並み、歴史的な社寺</p> <p>富士山への眺望景観</p>	<p>良好な山並み景観、渓谷・河川景観の保全</p> <p>歴史的町並みの保全・創出</p> <p>文化的景観の保全</p> <p>景勝地・観光地周辺の良好な景観づくり</p> <p>眺望景観の保全</p>
南房総 海岸地域	<p>岬、湾、浜、絶壁等が交互に繰り返される変化に富んだ海岸景観と景勝地</p> <p>海岸線近くまで迫っている山並み景観と入り組んだ海岸線に発達した漁村集落</p> <p>花き栽培による特徴ある景観</p> <p>安房神社や誕生寺などの歴史的に重要な景観資源</p> <p>東京湾越しに見える富士山への眺望、変化に富む海岸線や太平洋を望む眺望</p>	<p>変化に富んだ海岸景観の保全と 美しく魅力ある沿道景観づくり</p> <p>歴史的資源を活用した景観づくり</p> <p>海と街と山の景観の連続・歴史的つながりを 活かした景観づくり</p> <p>地域の個性を活かした魅力ある景観づくり</p> <p>眺望点の保全・創出と良好な眺望景観の保全</p>

1. 県民・事業者による景観づくりへの参加の促進

良好な景観づくりは、行政だけではなく、県民や事業者の皆様が身近な景観の大切さを認識し、主役となって取り組んでいくことが重要と考えています。

また、県民や事業者の皆様が景観づくりに参加することによって、地域に対する誇りと愛着が生まれ、さらに、良好な景観を守り、育てていく機運も高まっていくと考えています。

県では、県民や事業者の皆様が、景観づくりへの関心を高め、積極的に景観づくりに参加していけるよう努めます。

景観教育や担い手の育成

小中学生向けの副読本の作成、出前教室、景観資源マップの作成、県民講座等の生涯学習への導入など、地域における景観づくりに携わる人材（担い手）の発掘や育成に努めます。

景観づくりへの参加意欲の高揚

ホームページ等による事例紹介、シンポジウムや事例発表会の開催など、県民や事業者の皆様に対する普及啓発や支援に努めます。

県民・事業者の参加の場づくり

県民、事業者、NPO、学生、学識者、行政等が、景観づくりに関する情報交換・意見交換を行い、各々の役割を考え活動していけるような“場”づくりに努めます。

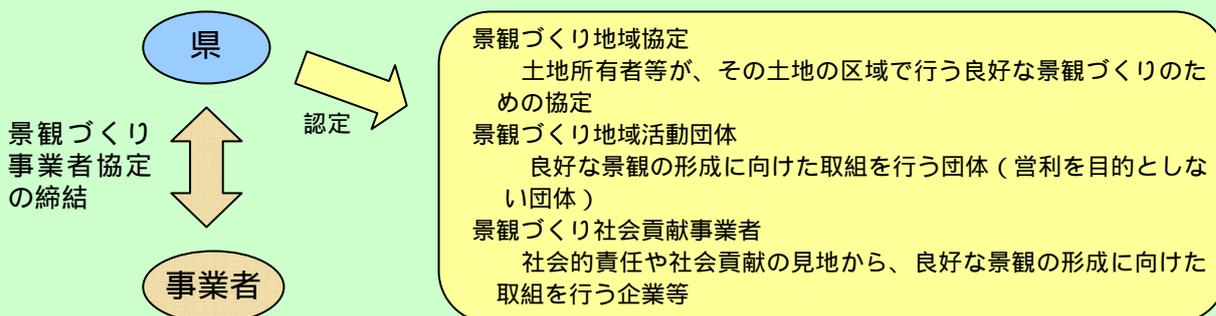
県民・事業者が主体の景観づくりへの支援

条例に基づく認定制度や協定制度的活用を促るとともに、情報提供や助言などの支援に努めます。また、財政面での支援方策について、民間資金の活用も含めて検討していきます。

3つの認定制度と事業者協定制度的について

県民や事業者の良好な景観の形成に向けた取組を認定し、又は事業者との良好な景観づくりに関する協定を締結し、取組内容等を広く周知することにより、周辺への波及効果を期待しています。

県は、情報の提供、助言、専門家の紹介などの支援を行います。



2．市町村主体の良好な景観の形成への支援

良好な景観の形成を推進する上で市町村の果たす役割が重要であることから、県は市町村が景観行政団体⁽⁷⁾となって地域住民と協働で良好な景観の形成を推進していきけるよう、必要な支援・連携に努めます。

良好な景観の形成に関する普及・啓発

ホームページ等による先進情報の発信、説明会や出前講座の開催など、市町村の景観行政に関する意識の高揚、知識の普及、人材の育成に努めます。

広域的な課題に対する調整

市町村が景観行政を進める上で、広域的な課題の協議・調整が必要な場合は、市町村の求めに応じて、調整の場の設置や連携に努めます。

調査研究

市町村が景観行政を推進する上で活用できる情報提供を行うため、景観行政に関する様々な情報を整理し、調査研究に努めます。

3．公共施設における良好な景観の形成

道路、河川、海岸、港湾、公園、公共建築等の公共施設は、その規模の大きさや公共性から、県民の関心も高く地域の景観に与える影響も少なくありません。県では、これら公共施設において、率先して良好な景観の形成に努めます。

「千葉県公共事業景観形成指針」に基づく公共事業の実施

条例に基づき「千葉県公共事業景観形成指針」を策定し、景観に配慮した公共事業を実施していきます。

県民や事業者と共に育む公共施設

アダプト制度⁽⁸⁾や日本風景街道⁽⁹⁾などの取組の促進し、県民や事業者とともに公共施設を育てていきます。

市町村景観計画への対応

公共施設の整備及び管理にあたっては、市町村景観計画との調整・連携に努めていきます。

また、市町村景観計画において、県が管理する施設を景観重要公共施設⁽¹⁰⁾と指定しようとする場合は、施設本来の機能、施設管理、予算など総合的な観点から適切に対応していきます。

4 . 良好な広域景観の形成

広域行政を担う県として、県民や事業者、市町村と連携しながら良好な広域景観の形成に努めます。

広域景観計画の策定

景観行政団体である県として、市町村と協議の上、県民や事業者の意見を聴きながら、広域的な観点から法に基づく景観計画（広域景観計画）を策定します。（景観行政団体である市町村の区域を除く）

屋外広告物の整序

屋外広告物は、目的地までの案内など様々な情報提供に利用され、また、街に活気をもたらすものですが、自然景観や街並み景観などへの配慮も必要です。

県では、屋外広告物法（¹¹）及び千葉県屋外広告物条例に基づく許可制度（¹²）や広告業者の登録制度（¹³）等により、広告業者と連携して屋外広告物の整序に努めます。

また、景観行政団体である市町村が独自の屋外広告物条例を制定できる制度や千葉県屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区制度（¹⁴）の活用など、地域の状況に応じた屋外広告物のあり方について、勉強会や研究会等を行いながら市町村等と連携して検討を進めます。

第4章 その他良好な景観の形成に関し必要な事項

1. 景観関連法制度等との総合的な展開

良好な景観の形成に関連する国土利用計画法（15）、自然公園法（16）、自然環境保全法（17）、農業振興地域の整備に関する法律（18）、農地法（19）、森林法（20）、景観法、都市計画法（21）、建築基準法（22）、都市緑地法（23）、屋外広告物法、文化財保護法（24）など、庁内関係各課や市町村と密接に連携を図りながら、景観関連法制度等の総合的な展開を図っていきます。（別表1参照）

2. 体制の整備

庁内調整会議の設置

公共施設管理者や良好な景観の形成に関連する法制度や条例、施策を所管運用している関係部局との連携を強化し、総合的に良好な景観の形成を推進するため、『庁内調整会議』を設置します。

市町村連絡会議の設置

良好な景観の形成に関する先進情報の提供や意見交換などを通じた市町村の景観行政への支援、市町村間の連携や調整、県の施策における市町村との連携や調整を目的に、『市町村連絡会議』を設置します。

広域景観づくりのための協議会の設置

広域的な観点からの良好な景観の形成を推進するため、必要に応じて、関係する市町村、住民、事業者等の意見調整の場として、『協議会』を設置します。

「広域的な観点からの良好な景観の形成」とは、県が広域景観計画の策定などの施策を実施する場合と、市町村が景観計画などの施策を実施する際の隣接する市町村と広域的な調整の場が考えられます。

(別表1) 良好な景観の形成に関連する主な法制度等 一覧

分野	法制度等	主な施策等
土地利用	国土形成計画法	国土形成計画(全国計画、広域地方計画)
	国土利用計画法	千葉県国土利用計画(第4次)、第3次の千葉県土地利用計画
自然・環境	自然公園法	特別保護地区、海中公園地区、特別地域(第1種～第3種)、普通地域
	自然再生推進法	自然再生基本方針
	環境影響評価法 千葉県環境影響評価条例	環境影響評価制度
	千葉県計画段階環境影響評価実施要綱	計画段階環境影響評価制度
	自然環境保全法 千葉県自然環境保全条例	自然環境保全基本方針、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域、自然環境保全協定、緑化協定
	千葉県立自然公園条例	県立自然公園の指定
	千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱	自然公園特別地域内の大規模開発行為における環境等調査書の報告、事前協議
	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	自然公園及び自然環境保全地域において建設事業を実施しようとする際の事前協議、「景観等影響評価準備書」及び「景観等影響評価書」の作成や縦覧
	千葉県環境基本条例	千葉県環境基本計画、環境の保全に関する協定
農地・森林	農地法	権利移動及び転用の制限 など
	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	農業振興地域整備計画、農用地区域内における開発行為の制限 など
	食料・農業・農村基本法	食料・農業・農村基本計画
	土地改良法	土地改良長期計画
	森林法	森林計画制度、林地開発許可制度、保安林制度
	山村振興法	山村振興基本方針
	千葉県里山条例	里山基本計画、里山活動協定
商工・観光	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針
	観光立国推進基本法	観光立国推進基本計画
	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針、観光圏整備計画
	千葉県観光立県の推進に関する条例	千葉県観光立県推進基本計画
海岸	海岸法	海岸保全基本計画
河川	河川法	河川整備基本方針、河川整備計画
都市計画等	都市計画法	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)、用途地域、特別用途地区、高度地区、特定用途制限地域、地区計画、風致地区、開発行為等の規制、
	宅地開発事業の基準に関する条例	都市計画区域以外の地域における相当規模の宅地開発事業の確認
建築・住宅	建築基準法	総合設計制度、建築協定
	住生活基本法	住生活基本計画
緑地	都市緑地法	緑の基本計画、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定、管理協定制度、市民緑地制度、地区計画等緑地保全条例、地区計画等緑化率条例
	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域
	生産緑地法	生産緑地地区
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保存樹及び保存樹林の指定
	千葉県風致地区条例	風致地区内における行為の制限
文化財・歴史	文化財保護法	国宝・重要文化財、登録有形文化財、史跡・名勝・天然記念物、伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観
	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)	歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針、歴史的風致維持向上計画、歴史的風致維持向上地区計画
	千葉県文化財保護条例	千葉県指定有形文化財、千葉県指定史跡名勝天然記念物
屋外広告物	屋外広告物法 千葉県屋外広告物条例	禁止地域、許可地域、禁止物件、屋外広告物の登録制度、広告物活用地区、景観保全型広告整備地区、広告物協定地区
	景観	景観法
	千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例	景観づくり地域協定の認定、景観づくり地域活動団体の認定、景観づくり社会貢献事業者の認定、景観づくり事業者協定、公共事業景観形成指針、広域景観計画

【用語の解説】

- (1)【千葉県景観形成指針】千葉県における景観形成の基本的な考え方と景観形成に対する県、市町村、県民、事業者の各々の役割を明示。
- (2)【市町村に対する助成事業】「うるおいのあるまちづくり助成事業（S62～H7）」及び「景観形成助成事業（H8～H13）」を実施。
- (3)【景観法】「景観」そのものの整備・保全を目的とするわが国で初めての総合的な法律であり、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めている。（平成 16 年 6 月公布、平成 16 年 12 月一部施行、平成 17 年 6 月全面施行）
- (4)【景観計画】景観法に基づき、景観行政団体（ 7）が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。景観行政団体の独自性が発揮できるよう、景観行政団体の裁量で景観に関する規制内容等を選択して定めることができる。
- (5)【観光立県ちば】観光振興とは「地域づくり」そのものであり、県内経済を活性化させるとともに、魅力ある県土づくりを実現するため総合的かつ計画的に取り組むべきと考え、平成 14 年に県政の最重要課題として「観光立県」を掲げた。平成 16 年 10 月に「観光立県ちば推進ビジョン」、平成 20 年 3 月に「千葉県観光立県の推進に関する条例」、平成 20 年 10 月に「観光立県ちば推進基本計画」を策定し、オール千葉県で観光振興に取り組んでいる。
- (6)【屋外広告物】常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。
- (7)【景観行政団体】景観行政を担う主体として景観法に定められた新しい概念であり、都道府県、政令市、中核市は自動的に、その他の市町村は県との協議・同意により景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、景観整備機構の指定などができるほか、景観行政団体となった市町村は、市町村独自の屋外広告物条例を定めること可能。なお、景観についての二重行政を避けるため、一つの行政区域では、都道府県か市町村のどちらか一方が景観行政団体となる。
- (8)【アダプト制度】地域住民等が身近にある公共施設の緑化や美化・清掃活動を自発的に行い、行政が清掃用具の提供や傷害保険への加入などの支援を行うことにより、行政と地域住民が協働で維持活動を行っていく制度。
- (9)【日本風景街道】地元住民、NPO、企業、行政などの多様な主体による協働のもと、道路を中心としたその沿道や周辺地域を舞台とし、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を生かした多様で質の高い風景を形成する活動を支援する新たな仕組み。
- (10)【景観重要公共施設】景観計画区域内の公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等）のうち、景観行政団体と公共施設管理者との協議・同意に基づき、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの。
- (11)【屋外広告物法】良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告物行について、必要な規制の基準を定めることを目的とした法律。

- (12)【千葉県屋外広告物条例に基づく許可制度】屋外広告物法に基づく千葉県屋外広告物条例により、屋外広告物等の禁止地域、許可地域、禁止物件などを定めており、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は許可を受けなければならない制度。
- (13)【広告業者の登録制度】良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止等を図るため、不適格な業者を排除するとともに、優良な業者の育成を図ることを目的とした制度。千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）で屋外広告業を営む場合、千葉県に登録が必要となる。
- (14)【景観保全型広告整備地区制度】市町村長の申請に基づき、良好な景観を保全するため広告物等の整備を図ることが特に必要であると認められる区域を景観保全型広告整備地区として指定できる制度。
- (15)【国土利用計画法】国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法 による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律。
- (16)【自然公園法】優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした法律。自然公園は、国立公園（環境大臣指定・環境省管理）、国定公園（環境大臣指定・県管理）、県立自然公園（県知事指定・県管理）に分類される。さらに、特別保護地区、海中公園地区、特別地域（第1種～第3種）、普通地域に分類され、行為の規制が行われている。
- (17)【自然環境保全法】自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。
- (18)【農業振興地域の整備に関する法律】自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域についてその地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律。
- (19)【農地法】農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とした法律。
- (20)【森林法】森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とした法律。
- (21)【都市計画法】都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。
- (22)【建築基準法】建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。
- (23)【都市緑地法】都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。
- (24)【文化財保護法】文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律。



良好な景観を形成し、次代に引き継ぎましょう！

お問い合わせ先

千葉県県土整備部公園緑地課景観づくり推進室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-3279

FAX 043-222-6447

E-Mail keikan2@mz.pref.chiba.lg.jp